

**2022 年度  
サマーレビュー  
協議事項一覧**

## サマーレビュー【協議事項一覧】 4部局 3案件

### 1 市民部文化振興担当

No.	所管課	事項名	方向性の提案	議論する事項	結果
1	スポーツ振興課	小中学校のスポーツ施設利用スマート化について	・2023年までに市内の学校開放小中学校140か所への導入拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全校導入へ向けた利用学校拡大の方策</li> <li>・導入スケジュール</li> </ul>	提案どおり進める

### 2 環境部

No.	所管課	事項名	方向性の提案	議論する事項	結果
1	環境政策課	「ごみ屋敷」対策に関する条例の制定について	「（仮称）浜松市住居等の不良な生活環境を解消するための条例」を2023年6月に制定（予定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例制定の妥当性</li> <li>・条例制定にあたっての検討事項</li> </ul>	提案どおり進める

### 3 都市整備部花みどり担当、健康福祉部保健所

No.	所管課	事項名	方向性の提案	議論する事項	結果
1	動物園動物愛護教育センター 保健所保健総務課	適正飼養に関する条例の制定について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の2つの条例は廃止し、新たな「浜松市動物の愛護及び管理に関する条例」を制定</li> <li>・今後作成した条例案（及びガイドライン）を基に、2023年12月に公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象の範囲</li> <li>・罰則規定</li> <li>・多頭飼育の届出に関する過料の規定</li> <li>・多頭飼育以外の問題（野良猫への餌やり等）に対する規制強化の必要性</li> <li>・条例制定までのスケジュール</li> </ul>	提案どおり進める

# サマーレビュー協議事項調書

1 部局名 (課名)	市民部 (スポーツ振興課)	
2 協議事項 (案件名)	小中学校のスポーツ施設利用スマート化について	
3 背景・現状 (現状把握できる統計数値など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の小中学校 140 か所で学校開放事業を展開</li> <li>・登録団体である約 1,400 団体が利用 (2021 実績: 129 万人/年)</li> <li>・各施設利用運営委員会 (学校) 単位のルールにより運用しており、一連の利用方法が異なる。</li> <li>・利用団体は、予約調整、鍵の受取り・返却、紙媒体による申込み・報告等の負担</li> <li>・委員会は、事務の大半を学校職員が対応 (一部、委託・体育振興会が実施)</li> <li>・学校開放事業スマート化の早期本格稼働 (2021 年 9 月議会松下議員答弁、2022 年 5 月議会斉藤議員答弁)</li> </ul>	
4 検討経過・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2021 年度スマート化のモデル実証を実施 (3 か所)</li> </ul> <p><b>【目的】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域スポーツ拠点として利用者の利便性向上と更なる利用拡大</li> <li>・教職員の働き方改革への対応</li> <li>・区の見直しを見据えた運用環境の統一化</li> </ul> <p><b>【実証内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムによる予約及びキャッシュレス化</li> <li>・利用者へのコード付与によるキーレス管理 (体育館・夜間照明等)</li> <li>・申込み・報告のペーパーレス化</li> <li>・夜間照明の LED 化 (リース契約) に向けた検証</li> </ul> <p><b>【実証結果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満足度、利便性の向上とともに 75.8% の団体が「満足」「やや満足」との回答。(33 団体中)</li> <li>・教職員からは、業務や現金扱いが無くなったことから評価は高かった。</li> </ul> <p><b>【課題】</b> (実施校 3 か所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャッシュレス決済手法の拡大</li> </ul>	
5-1 方向性の提案 (目指すべき姿)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2023 年までに市内の学校開放小中学校 140 か所への導入拡大</li> </ul>	
5-2 上記の方向性決定に向け議論する事項 (妥当性、必要性、有効性など)	<p>①全校導入へ向けた利用学校拡大の方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用運営委員会への説明、利用団体への動作支援 (1,400 団体)</li> <li>・機器設置のための現地調査、機器設置 (140 か所)</li> </ul> <p>②導入スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本年度中に約 1,400 団体へ説明 (市)、順次、140 か所現地調査 (事業者) 2022 年 11 月議会 債務負担行為を要求 2023 年 3 月 70 か所への導入 2023 年 9 月 70 か所への導入</li> </ul>	
6 結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>■提案どおり進める</li> <li>□提案内容を一部見直して進める</li> <li>□再度、調査研究等を行い検討</li> <li>□その他</li> </ul>	<p>具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャッシュレス決済の手法拡大を検討すること</li> <li>・教育委員会と連携し、学校本体や放課後児童会での導入についても検討すること</li> </ul>
7 その他		

# サマーレビュー協議事項調書

1 部局名 (課名)	環境部 (環境政策課)	
2 協議事項 (案件名)	「ごみ屋敷」対策に関する条例の制定について	
3 背景・現状 (現状把握できる統計数値など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居等で物の堆積により周辺住民の快適な生活環境を妨げている案件（「ごみ屋敷」）が市内に存在し、市民からの苦情がある</li> <li>・2022年5月現在、指定都市のうち5市が「ごみ屋敷」対策に関する条例を制定</li> </ul>	
4 検討経過・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年2月議会にて「ごみ屋敷」対策に関する条例制定についての質問あり</li> <li>・2021年5月に環境部及び健康福祉部で庁内WGを設置し、「ごみ屋敷」対策を検討</li> <li>・2021年7月に「ごみ屋敷」の相談を受けたが未解決である案件について庁内調査を実施</li> <li>・「ごみ屋敷」の原因者には高齢者や障害者など生活上の課題を抱えている者が多く、問題解決のためには、単なるごみの片付けだけではなく、本人への支援が必要</li> <li>・周辺の生活環境に影響が生じるおそれがあっても、堆積物撤去の命令等の強制力のある措置が取れない</li> </ul>	
5-1 方向性の提案 (目指すべき姿)	<p>「ごみ屋敷」問題の解消、未然防止、再発防止のために、 「(仮称) 浜松市住居等の不良な生活環境を解消するための条例」を2023年6月に制定(予定)</p> <p>【条例の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人が居住する建物及びその敷地（隣接地や居住のため一体利用している土地も含む。）において、物の堆積により周辺の生活環境を著しく損ねている案件を対象とする</li> <li>・原因者に対する支援を行い、必要として措置（勧告・命令等）を講じる</li> </ul>	
5-2 上記の方向性決定に向け議論する事項 (妥当性、必要性、有効性など)	<p>○条例制定の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他市の条例制定による実績・効果</li> </ul> <p>○条例制定にあたっての検討事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の内容</li> <li>・条例の対象範囲</li> <li>・「ごみ屋敷」対策にかかる業務・予算の増</li> </ul> <p>○スケジュール(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2022年 9～10月 条例案の決定</li> <li>11～12月 パブリックコメントの実施</li> <li>2023年 5月 議案上程</li> <li>6月 議決・条例施行(命令、代執行、罰則に関する規定は9月施行)</li> </ul>	
6 結果	<p><input checked="" type="checkbox"/> 提案どおり進める</p> <p><input type="checkbox"/> 提案内容を一部見直して進める</p> <p><input type="checkbox"/> 再度、調査研究等を行い検討</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>	<p>具体的内容</p>
7 その他		

# サマーレビュー協議事項調書

1 部局名 (課名)	都市整備部 (動物園動物愛護教育センター) 健康福祉部 (保健所保健総務課)																		
2 協議事項 (案件名)	適正飼養に関する条例の制定について																		
3 背景・現状 (現状把握できる統計数値など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛護動物全般の適正飼養については、動物の愛護及び管理に関する法律及び条例により規定されている。</li> <li>2022年5月現在、指定都市のうち本市を含め16市が動物愛護に関する条例を制定している(内容に法律との重複が多い)。</li> <li>多頭飼育に係る諸問題は、時に社会問題となることがあり、動物だけの問題ではなく、飼い主のモラルや経済的・精神的な問題も絡んだ、地域・社会問題となっている。</li> <li>環境省は多頭飼育対策ガイドラインを作成しており、本市でもガイドラインに基づき健康福祉部等と連携して対応している。</li> </ul> <p>＜浜松市における苦情相談件数＞</p> <table border="1" data-bbox="435 786 1316 931"> <thead> <tr> <th></th> <th>2021年度</th> <th>2020年度</th> <th>2019年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不適切な飼養を原因とする苦情件数</td> <td>2,916件</td> <td>2,499件</td> <td>2,737件</td> </tr> <tr> <td>多頭飼育問題(再掲)</td> <td>20件</td> <td>11件</td> <td>12件</td> </tr> </tbody> </table> <p>＜浜松市における愛護動物に関連する条例＞</p> <table border="1" data-bbox="435 969 1422 1151"> <thead> <tr> <th>条例名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松市飼い犬条例(動物園)</td> <td>飼い犬の管理について必要な事項を定める。</td> </tr> <tr> <td>浜松市動物の愛護及び管理に関する条例(保健総務課)</td> <td>特定動物の管理に関し必要な事項を定める。</td> </tr> </tbody> </table>		2021年度	2020年度	2019年度	不適切な飼養を原因とする苦情件数	2,916件	2,499件	2,737件	多頭飼育問題(再掲)	20件	11件	12件	条例名	内容	浜松市飼い犬条例(動物園)	飼い犬の管理について必要な事項を定める。	浜松市動物の愛護及び管理に関する条例(保健総務課)	特定動物の管理に関し必要な事項を定める。
	2021年度	2020年度	2019年度																
不適切な飼養を原因とする苦情件数	2,916件	2,499件	2,737件																
多頭飼育問題(再掲)	20件	11件	12件																
条例名	内容																		
浜松市飼い犬条例(動物園)	飼い犬の管理について必要な事項を定める。																		
浜松市動物の愛護及び管理に関する条例(保健総務課)	特定動物の管理に関し必要な事項を定める。																		
4 検討経過・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の「浜松市飼い犬条例」及び、「浜松市動物の愛護及び管理に関する条例」は廃止し、新たな「浜松市動物の愛護及び管理に関する条例」を制定する。</li> <li>罰則規定に係る検察庁との協議が必要となった場合、1～2カ月程度要する。また、事前の浜松市議会ペットと共生するまちづくり促進議員連盟や獣医師会、動物ボランティア団体等との意見交換や調整が必要である。そのため、条例の制定には一定の期間が必要である。</li> <li>課題としては、動物ボランティア団体等から様々な意見、特に飼い主のいない猫への餌やりについては、両極な意見が出されることが懸念される。</li> </ul>																		
5-1 方向性の提案(目指すべき姿)	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の2つの条例は廃止する。今後、法律、県条例、及び複数の市条例で規定されている愛護動物の適正飼養について整理を行い、不足している部分を補うよう、他都市等の条例を比較検討し、新たな「浜松市動物の愛護及び管理に関する条例」を制定する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>…犬の飼い主、猫の飼い主等の遵守事項を明記</li> <li>…飼い主等のいない猫を飼養する者の遵守事項を明記</li> <li>…動物の飼養及び保管について動物の所有者又は占有者に対する指導をしていく項目の策定</li> <li>…多頭飼育の届出及び過料を規定</li> </ul> </li> <li>今後作成した条例案(及びガイドライン)を基に、ペット議連、獣医師会、動物ボランティア団体等との意見交換等を経て、2023年12月公布を目標に作業を進めていく。</li> </ul>																		

# サマーレビュー協議事項調書

<p>5-2 上記の方向性決定に向け議論する事項(妥当性、必要性、有効性など)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象は一般市民の飼い主とし、販売事業者に対しては法の規定に則り対応していくことで良いか。</li> <li>・既存の2つの条例に規定されている罰則を、新たな条例にそのまま規定していくことで良いか。</li> <li>・多頭飼育の届出に関して、他都市同様、過料の規定を設けていくことで良いか。</li> <li>・多頭飼育以外の問題(飼い主のいない猫への餌やり等)も規制を強化していくことで良いか。</li> </ul> <p>条例制定までのスケジュール</p> <table border="0"> <tr> <td>2022年 8月～12月</td> <td>動物ボランティア、ペット議連等との調整</td> </tr> <tr> <td>2023年 1月～ 3月</td> <td>検察庁との協議</td> </tr> <tr> <td>4月～ 8月</td> <td>委員会報告 パブリックコメントの実施</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>委員会報告</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>議会提案</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>条例公布</td> </tr> <tr> <td>2024年 1月</td> <td>条例施行</td> </tr> </table>		2022年 8月～12月	動物ボランティア、ペット議連等との調整	2023年 1月～ 3月	検察庁との協議	4月～ 8月	委員会報告 パブリックコメントの実施	9月	委員会報告	11月	議会提案	12月	条例公布	2024年 1月	条例施行
2022年 8月～12月	動物ボランティア、ペット議連等との調整															
2023年 1月～ 3月	検察庁との協議															
4月～ 8月	委員会報告 パブリックコメントの実施															
9月	委員会報告															
11月	議会提案															
12月	条例公布															
2024年 1月	条例施行															
<p>6 結果</p>	<p>■提案どおり進める</p> <p><input type="checkbox"/>提案内容を一部見直して進める</p> <p><input type="checkbox"/>再度、調査研究等を行い検討</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p>	<p>具体的内容</p>														
<p>7 その他</p>																